



ゆうメール

2018.12.12

令和4年
(2022年)

7月号

第570号

ホームページ <http://www.matsumotohonjinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



— 主な記事 —

第10回通常総会報告	2頁
令和5年度税制改正に関する提言	3頁
令和3年度決算・4年度予算	4～5頁
税務ポイント	6～7頁
ふるさとの食シリーズ等	7頁
皆さんこんにちは・立石宗一郎氏	8頁
頑張ってます・吉澤力氏	8頁
青年部・女性部コーナー等	9頁
労務レポート	10～11頁
会員福利厚生制度PR	12頁
7月の予定等	13頁
インフォメーションコーナー、地区トピックス、 川柳コーナー、あとがき	14頁
社会貢献活動「献血活動」ご協力のお願ひ	付録

ふるさとの食シリーズ

“ 信州サーモン ”

令和4年5月に来日したアメリカのバイデン大統領との夕食会に提供されたことで一気に注目されることとなった信州サーモン。長野県水産試験場が約10年もの年月をかけて開発したこの魚は、ニジマスとブラウントラウトの掛け合わせにより誕生した養殖品種であり、その味はもちろん、美しい銀色の体とサーモンのような紅色の切り身、飼育のしやすさ等で生産者、消費者に支持される信州の特産品です。

(関連記事7頁掲載 菅野和光編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長						経理担当
--------	--	--	--	--	--	------



差出人・返送先

一般社団法人松本法人会

〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10

大同生命松本ビル 5 階

第10回通常総会のご報告

5月30日(月)、ホテルブエナビスタにおいて第10回通常総会を開催いたしました。

当日は予定されていた議事も滞りなく進み、令和3年度財務諸表承認等の審議事項も無事承認いただきました。また、総会に併せて松本税務署長感謝状贈呈、優良経理担当者表彰も執り行われるとともに、鳶職人の多湖弘明氏による記念講演会を開催いたしました。



議長を務める神澤会長

優良経理担当者表彰
(C区分)を受賞した
森川さん(写真左)

役員変更（敬称略）

次の通り役員変更がございました。

【新任】

常任理事 佐藤 信司 (株)八十二銀行松本営業部
理 事 田中 均 松本ハイランド農業協同組合

表 彰 受 賞 者

(敬称略：順不同)

松本税務署長感謝状受彰者

村山 陽子 (一社)松本法人会事務局

優良経理担当者表彰受賞者

A区分（勤続5年以上）

中村 賢哉 ハシバテクノス(株)
三沢 翔 信州名鉄運輸(株)
宮脇 智 キッセイ商事(株)
佐々木文彦 キッセイコムテック(株)

B区分（勤続10年以上）

三村 真美 キッセイ薬品工業(株)
重森 加織 あづみ野カントリー(株)
上條 真弓 (株)財産ネットワークス長野
竹内知栄子 豊科総合開発(株)
河野 瑞希 花村産業(株)

C区分（勤続20年以上）

森川 則子 (株)本山漆器店
星野みゆき キッセイ薬品工業(株)

記念講演会

「鳶 ～日本を造る男たちの物語～」

講師：鳶職人 多湖 弘明 氏

通常総会終了後に開催されました記念講演会では、建設現場での高所作業を専門に行う鳶職人である多湖弘明氏を講師にお迎えし「鳶 ～日本を造る男たち物語～」というテーマでお話を伺いました。

日本を代表する数々の高層建築物の建設に携わられてきた講師にご自身の経験をお話しいただくとともに、鳶というちょっとした油断が「死」に直結する危険性の高い仕事を、極限状態の中で成し遂げている安全面での心構えなどをお聞かせいただきました。



講師の多湖弘明氏

令和5年度 税制改正に関する提言

令和4年度税制改正では、岸田首相の掲げる所得再分配に向け、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化する一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な企業に対しては研究開発などの費用の一部を法人税から差し引く投資減税の適用外とする措置を講ずるなど「成長と分配の好循環」に資する改正内容となった。

他方、我が国の財政状況は、長引くコロナ禍にあって、国民生活を守るための危機対応を優先することにより、先進国の中で突出して悪化する状況となっている。

このような状況のなか、当会の税制委員会では、本年2月から4月にかけて、「税に関するアンケート」を実施、「中小企業向けの税制で特に実現を希望するもの」「固定資産税の見直しで特に重視するもの」「法人住民税の超過課税の認識度合い」「事業承継税制に対する今後の方向性」「財政再建の進め方」について回答を求めた。

このなかで「財政再建の進め方」については、「歳出削減を中心に対応する」が約37%、「経済成長による歳入の増収を中心に対応する」が約30%、「企業や個人の適正な負担増を中心に対応する」が約17%という結果となった。

また、「法人住民税の超過課税の認識度合い」については、「知っていた」が12%、「知らなかった」が88%にも及び、改めて当会のPR不足を反省するとともに、地方自治体においても超過課税の理由と期間を明確にし、その期間が経過することに議会に諮る取り組みが必要であることを確信する結果となった。

当会としては、引き続き、長野県法人会連合会と連携して、超過課税をしている該当自治体に対して、標準税率の採用を要望するとともに、超過課税をしなければならない場合にはその理由を明確にすることを求めていくこととする。

新型コロナウイルスによる財政出動は終りの見えない状況であるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、感染拡大が収束する段階になった際には、財政規律の復活と合わせて地方経済・中小企業が速やかに回復・活性化するような取り組みを求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和5年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

(1) 国税関係

- ア. 中小企業に対する法人税の軽減税率の特例(15%)を本則化し、適用所得金額(現行;800万円以下)を引き上げること。
- イ. 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制を更に拡充すること。
- ウ. 事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。特に、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める。
- エ. 保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。
- オ. 消費税について、税率10%程度までは単一税率とし、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するよう再検討すること。
- カ. 令和5年10月1日以降、消費税の仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式(いわゆる“インボイス制度”)」については、コロナ禍により多大な影響を受けている小規模事業者等に配慮し現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的に対応すること。
- キ. 源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。

(2) 地方税関係

- ア. 固定資産税の税負担軽減措置と抜本の見直しを図ること。特に、家屋の評価を経過年数に応じた評価方法に見直すことや免税点を大幅に引き上げることを求める。
- イ. 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直すこと。
- ウ. 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象にしているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、それゆえ、多くの納税者が認識していないことが問題である。この問題について超過課税の解消を含めて検討を進めること。

(3) その他について

- ア. 番号制度(個人番号)について、引き続き周知徹底を図るとともに、利用範囲のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。
- イ. 少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。
- ウ. 学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(令和4年5月13日 一般社団法人 松本法人会)

第10回通常総会議案書から

令和3年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和4年度予算【収支予算書】※抜粋

(単位：円)

(単位：円)

令和3年度決算 〈事業別〉正味財産増減計算書			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	558	2,654	▲ 2,096
特定資産受取利息	558	2,654	▲ 2,096
受取入会金	48,000	34,000	14,000
受取入会金	48,000	34,000	14,000
受取会費	36,434,500	36,848,000	▲ 413,500
正会員受取会費	35,615,500	35,984,000	▲ 368,500
賛助会員受取会費	819,000	864,000	▲ 45,000
事業収益	233,000	209,000	24,000
広報事業収益	233,000	209,000	24,000
受取補助金等	19,538,317	20,269,600	▲ 731,283
受取全法連補助金	124,000	240,000	▲ 116,000
受取県連補助金	387,217	515,000	▲ 127,783
受取全法連助成金振替額	18,567,100	19,054,600	▲ 487,500
受取民間補助金	460,000	460,000	0
受取負担金	1,234,000	1,225,000	9,000
青年・女性部受取負担金	1,234,000	1,225,000	9,000
雑収益	530,840	664,812	▲ 133,972
受取利息	357	339	18
雑収益	530,483	664,473	▲ 133,990
【経常収益計】	58,019,215	59,253,066	▲ 1,233,851
(2) 経常費用			
事業費	44,068,344	40,232,035	3,836,309
(税務支援事業)	1,116,854	1,222,882	▲ 106,028
会場費	205,590	90,250	115,340
印刷製本費	797,561	663,630	133,931
通信運搬費	17,042	250,679	▲ 233,637
委託費	0	131,680	▲ 131,680
会議費	96,661	86,643	10,018
(税の啓発・提言事業)	1,155,646	418,662	736,984
印刷製本費	48,950	49,280	▲ 330
通信運搬費	6,745	5,334	1,411
表彰費	75,350	42,210	33,140
支払負担金	7,000	7,000	0
委託費	935,000	214,271	720,729
会議費	64,601	18,067	46,534
雑費	18,000	82,500	▲ 64,500
(経営支援事業)	1,790,362	862,034	928,328
会場費	225,390	0	225,390
印刷製本費	100,100	155,870	▲ 55,770
通信運搬費	0	2,880	▲ 2,880
支払負担金	116,000	106,000	10,000
諸謝金	1,132,640	514,500	618,140
広告宣伝費	167,200	0	167,200
委託費	0	46,064	▲ 46,064
会議費	49,032	36,720	12,312
(地域社会貢献事業)	1,610,788	1,240,766	370,022
印刷製本費	40,700	33,550	7,150
支払寄付金	1,428,174	911,067	517,107
通信運搬費	12,516	11,529	987
委託費	0	184,462	▲ 184,462
支払負担金	10,000	7,000	3,000
広告宣伝費	19,800	0	19,800
雑費	99,598	93,158	6,440
(広報事業)	9,174,904	8,487,006	687,898
印刷製本費	4,619,252	4,349,470	269,782
通信運搬費	4,380,532	3,993,186	387,346
委託費	120,000	120,000	0
会議費	55,120	24,350	30,770
(会員増強事業)	779,643	977,571	▲ 197,928
印刷製本費	564,443	641,333	▲ 76,890
通信運搬費	81,167	121,998	▲ 40,831
表彰費	28,000	183,000	▲ 155,000
会議費	106,033	31,240	74,793
(厚生制度推進事業)	72,364	121,089	▲ 48,725
表彰費	20,000	120,000	▲ 100,000
通信運搬費	5,124	1,089	4,035
会議費	47,240	0	47,240
(会員支援事業)	2,593,623	1,577,608	1,016,015

令和4年度予算 収支予算書	
科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	3,000
特定資産受取利息	3,000
受取入会金	60,000
受取入会金	60,000
受取会費	35,500,000
正会員受取会費	35,000,000
賛助会員受取会費	500,000
事業収益	300,000
広報事業収益	300,000
受取補助金等	19,326,390
受取全法連助成金	50,000
受取県連補助金	260,490
受取全法連助成金振替額	18,575,900
受取民間補助金	440,000
受取負担金	1,265,000
青年・女性部受取負担金	1,265,000
雑収益	801,000
受取利息	1,000
雑収益	800,000
【経常収益計】	57,255,390
(2) 経常費用	
事業費	48,899,100
(税務支援事業)	400,000
会場費	200,000
印刷製本費	40,000
通信運搬費	10,000
会議費	150,000
(税の啓発・提言事業)	430,000
印刷製本費	50,000
通信運搬費	10,000
表彰費	50,000
支払負担金	50,000
委託費	0
会議費	200,000
雑費	70,000
(経営支援事業)	2,460,000
会場費	300,000
印刷製本費	200,000
通信運搬費	20,000
支払負担金	160,000
諸謝金	1,550,000
広告宣伝費	180,000
会議費	50,000
(地域社会貢献事業)	1,350,000
印刷製本費	40,000
支払寄付金	1,230,000
委託費	20,000
支払負担金	10,000
雑費	50,000
(広報事業)	8,560,000
印刷製本費	4,500,000
通信運搬費	3,880,000
委託費	120,000
会議費	60,000
(会員増強事業)	1,480,000
印刷製本費	570,000
通信運搬費	80,000
表彰費	80,000
会議費	750,000
(厚生制度推進事業)	230,000
表彰費	80,000
支払負担金	30,000
委託費	80,000
会議費	40,000
(会員支援事業)	7,080,000
諸謝金	600,000
印刷製本費	440,000
通信運搬費	220,000

諸謝金	396,435	393,411	3,024	委託費	2,700,000
印刷製本費	331,749	267,410	64,339	表彰費	100,000
通信運搬費	162,204	159,377	2,827	支払負担金	480,000
委託費	875,533	73,280	802,253	保険料	40,000
表彰費	279,110	65,950	213,160	会議費	2,500,000
支払負担金	3,000	3,000	0		
会議費	401,104	517,180	▲ 116,076	給料手当	13,719,900
雑費	144,488	98,000	46,488	役員報酬	313,200
				福利厚生費	2,610,000
給料手当	13,695,714	13,636,206	59,508	中退金支出	835,200
役員報酬	313,200	313,200	0	退職給付費用	0
福利厚生費	2,820,372	2,891,488	▲ 71,116	旅費交通費	913,500
中退金支出	835,200	835,200	0	印刷製本費	870,000
退職給付費用	0	104,461	▲ 104,461	通信運搬費	1,566,000
旅費交通費	421,401	269,900	151,501	リース料	591,600
印刷製本費	515,459	321,966	193,493	減価償却費	78,300
通信運搬費	1,125,832	910,460	215,372	消耗品費	261,000
リース料	590,539	597,525	▲ 6,986	賃借料	1,948,800
減価償却費	74,684	37,342	37,342	事務所管理費	1,087,500
消耗品費	171,431	238,874	▲ 67,443	支払手数料	304,500
消耗什器備品費	42,873	46,901	▲ 4,028	新聞図書費	234,900
賃借料	1,934,397	1,981,770	▲ 47,373	広告宣伝費	52,200
事務所管理費	1,110,478	1,097,881	12,597	委託費	217,500
支払手数料	281,048	282,097	▲ 1,049	事務委託費	870,000
新聞図書費	245,130	240,443	4,687	支払負担金	348,000
広告宣伝費	71,775	38,280	33,495	雑費	87,000
委託費	214,942	172,643	42,299		
事務委託費	861,300	870,000	▲ 8,700	管理費	10,310,900
支払負担金	376,069	361,496	14,573	給料手当	2,050,100
租税公課	9,744	9,744	0	役員報酬	46,800
雑費	62,572	66,540	▲ 3,968	福利厚生費	390,000
				中退金支出	124,800
管理費	7,591,612	5,901,122	1,690,490	退職給付費用	0
給料手当	2,046,486	2,037,594	8,892	会議費	5,890,000
役員報酬	46,800	46,800	0	旅費交通費	136,500
福利厚生費	421,435	432,061	▲ 10,626	印刷製本費	130,000
中退金支出	124,800	124,800	0	通信運搬費	234,000
退職給付費用	0	15,609	▲ 15,609	リース料	88,400
会議費	3,154,166	1,784,777	1,369,389	減価償却費	11,700
旅費交通費	62,969	40,330	22,639	消耗品費	39,000
印刷製本費	77,023	48,110	28,913	賃借料	291,200
通信運搬費	168,228	136,046	32,182	事務所管理費	162,500
リース料	88,241	89,285	▲ 1,044	支払手数料	45,500
減価償却費	11,160	5,580	5,580	新聞図書費	35,100
消耗品費	25,617	35,694	▲ 10,077	広告宣伝費	7,800
消耗什器備品費	6,407	7,008	▲ 601	委託費	32,500
賃借料	289,049	296,126	▲ 7,077	事務委託費	130,000
事務所管理費	165,933	164,051	1,882	支払負担金	52,000
支払手数料	41,996	42,152	▲ 156	渉外慶弔費	400,000
新聞図書費	36,629	35,928	701	雑費	13,000
広告宣伝費	10,725	5,720	5,005	【経常費用計】	59,210,000
委託費	32,118	25,797	6,321	【当期経常増減額】	▲ 1,954,610
事務委託費	128,700	130,000	▲ 1,300		
支払負担金	56,194	54,017	2,177	2. 経常外増減の部	
渉外慶弔費	586,131	332,239	253,892	(1) 経常外収益	
租税公課	1,456	1,456	0	【経常外収益計】	-
雑費	9,349	9,942	▲ 593	(2) 経常外費用	
【経常費用計】	51,659,956	46,133,157	5,526,799	【経常外費用計】	-
【当期経常増減額】	6,359,259	13,119,909	▲ 6,760,650	【当期経常外増減額】	-
				【税引前一般正味財産増減額】	▲ 1,954,610
2. 経常外増減の部				【法人税及び住民税】	21,000
(1) 経常外収益				【当期一般正味財産増減額】	▲ 1,975,610
【経常外収益計】	0	0	0	【一般正味財産期首残高】	80,000,000
(2) 経常外費用				【一般正味財産期末残高】	78,024,390
【経常外費用計】	0	0	0	II 指定正味財産増減の部	
【当期経常外増減額】	0	0	0	受取補助金等	18,575,900
【税引前一般正味財産増減額】	6,359,259	13,119,909	▲ 6,760,650	受取全法連助成金	18,575,900
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0	一般正味財産への振替額	▲ 18,575,900
【当期一般正味財産増減額】	6,338,259	13,098,909	▲ 6,760,650	一般正味財産への振替額	▲ 18,575,900
【一般正味財産期首残高】	77,272,137	64,173,228	13,098,909	【当期指定正味財産増減額】	-
【一般正味財産期末残高】	83,610,396	77,272,137	6,338,259	【指定正味財産期首残高】	-
II 指定正味財産増減の部				【指定正味財産期末残高】	-
受取補助金等	18,567,100	19,054,600	▲ 487,500	III 正味財産期末残高	78,024,390
受取全法連助成金	18,567,100	19,054,600	▲ 487,500		
一般正味財産への振替額	▲ 18,567,100	▲ 19,054,600	487,500		
一般正味財産への振替額	▲ 18,567,100	▲ 19,054,600	487,500		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
III 正味財産期末残高	83,610,396	77,272,137	6,338,259		

(注) 【審議事項】第1号議案「〈事業別〉正味財産増減計算書」、【報告事項】「令和4年度収支予算書」要点の抜粋です。

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁽¹⁷²⁾〕源泉所得税関係

企業が食事を支給したときの取扱い

Q. 当社では、福利厚生の一環として従業員へ食事を支給する予定ですが、給与として課税対象になりますか。

A.

【概要】

役員や使用人に支給する食事は、次の2つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月当たり3,500円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下であること。

（食事の価額）－（役員や使用人が負担している金額）

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。

なお、上記(2)の「3,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって行うこととなりますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとなります。

食事の価額

- 1 弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額
- 2 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額

※令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8パーセントから10パーセントへ引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率（8パーセント）と標準税率（10パーセント）が適用される場合の上記の〔概要〕(2)の非課税限度額「月額3,500円」以下であるかどうかの判定については、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を除いた金額をもって行います。

具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

【事例】

役員や使用人に1か月当たり、次のとおり、弁当の提供や契約食堂での食事の提供による食事の支給をした場合^(注)

① 弁当の提供

イ 弁当の価額 500円

（消費税等込み、消費税等の税率8%）

ロ 上記イについて、役員や使用人が負担している金額 300円

ハ 1か月における弁当の提供をした日数 15日

② 契約食堂での食事の提供

イ 契約食堂で提供した食事の価額 500円

（消費税等込み、消費税等の税率10%）

ロ 上記イについて、役員や使用人が負担している金額 300円

ハ 1か月における契約食堂での食事の提供をした日数 5日

使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額の月額（消費税等の額を除いた金額）は、次のとおり3,680円となり、3,500円を超えることとなります。

I 使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額の月額

① 弁当の提供

3,000円 $((500円 - 300円) \times 15日)$

② 契約食堂での食事の提供

1,000円 $((500円 - 300円) \times 5日)$

③ ①と②の合計額

4,000円 $(3,000円 + 1,000円)$

II Iから消費税等の額を除いた金額

① 弁当の提供

2,777.777…円

$(3,000円 - 3,000円 \times 8/108)$

② 契約食堂での食事の提供

909.090…円 $(1,000円 - 1,000円 \times 10/110)$

③ ①と②の合計額（10円未満の端数切捨て）

3,680円

$(2,777.777…円 + 909.090…円 = 3,686.868…円)$

※①弁当の提供と②契約食堂での食事の提供では、適用される消費税等の税率が異なるため、消費税等の額を除いた金額をそれぞれ計算し、合計することとなります。

III 食事を支給したときの非課税限度額（3,500円）の判定

上記II③が非課税限度額を超える（3,680円 > 3,500円）ため、使用者が支給した食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額の月

額4,000円（前頁I③）が、給与として課税されます。

（注）使用者（事業者）が弁当を単に購入して役員や使用人に支給する場合、使用者と弁当事業者との取引は、飲食料品の譲渡となりますので、軽減税率（8%）が適用されます。

なお、弁当事業者が弁当を提供する際に、配膳等の役務の提供を伴う場合は、いわゆる「ケータリング」として標準税率（10%）が適用されます。

また、食堂での食事は、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供に該当し、標準税率（10%）が適用されます。

食事を支給するのではなく、現金で食事代の補

助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円（消費税および地方消費税の額を除きます。）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業または宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、電話相談をご利用ください。
（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

・【ふるさとの食】シリーズ ②⑦ ・

『信州サーモン』 ～山国信州が創り出した美味しい魚～

肉厚ながらもきめ細かなその身はサーモンの様に美しい紅色であり、適度な脂が含まれておりますが決してくどくは無く、トロリととろける舌触りで豊かな風味を醸し出します。クセもなく和洋中どんな料理との相性も抜群。魚が苦手という方にも一度お試しいただきたい魚です。そんな信州サーモンは、地域の観光・飲食業、生産者から「山国信州の特産となる魚が欲しい」という願いを受け、長野県水産試験場が約10年の月日をかけて開発したマス類の養殖品種です。

育てやすく肉質の良いニジマスと、病気に強いブラウントラウトを掛け合わせて、飼育しやすく、見た目も良く、味も素晴らしい高品質な養殖魚として誕生した信州サーモンは、卵を産まないように創られているため、産卵に要するエネルギー（栄養）がそのまま旨味として身に残り、一年中いつでも美味しく食べられるのも特徴です。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、様々な品物の価格が上昇しています。日本人が大好きな鮭（サーモン）にもその影響が及ぶことになりましたが、表紙でお伝えしたアメリカのバイデン大統領の件もあり、国産の信州サーモンに注目が集まり始めています。ただ、信州サーモンは長野県水産試験場や各地の養殖所の管理の下で生産されており、急な増産は難しいとのこと。それでも県内の飲食店や宿泊施設では食べることが出来ますので是非ご賞味いただければと思います。
（菅野和光編集委員）

松本法人会の全ての会員の皆様へ

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

今年も5月から“法人会やまびこ運動”をスタートしております。ご承知の通りこの運動は、会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員企業の皆様におかれましても大変なご苦勞をなされている中、誠に恐れ入りますが、ご協力をお願い申し

上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。ご協力よろしくお願い申し上げます。



皆さん
こんにちは♪

株式会社立石コーポレーション

塩尻市大門

代表取締役社長 立石 宗一郎 氏

地域に、お客様に、従業員に 「笑顔」を供給し続ける会社

塩尻市大門桔梗ヶ原
に本社がある株式会社
立石コーポレーショ
ンの立石宗一郎さん。

2020年より代表取締役に就任しました。会社は1951年に設立し、塩尻市を中心にガソリンスタンドを県内8ヶ所に広げています。近年、クルマのエネルギーを、ガソリンから電気とする大転換が求められているなか、ガソリンスタンドを主力とする事業も変革が求められていますが「変化はチャンス」と捉え、社長就任後、カーライフサポートのほかフィットネスジム、コインランドリー、パン屋など、生活に欠かせないライフスタイル事業の展開を新しくスタートされています。

会社のプライベートブランド「ユメックス」は、YOU（お客様・地域・従業員）× ME（当社）＝ YOLUME X（限らない可能性）を意味しているそうで、事業が地域と密接に結びついているからこそ、地域活性化や、地域の皆様の笑顔を生み出すことを何よりも大切にしていると熱く語って下さいました。

ご家族は、奥さまと1歳4ヶ月の男の子。休日は、ご家族でゆっくり過ごされることで心身共にリフレッシュされているそうです。コロナが収束したら、家族でお出掛けして、思い出づくりをたくさんしたいと。仕事に意欲的で、家族に温かく優しい姿がとても印象的でした。

（廣田伸一編集委員）



頑張ってます!!

『仕事もプライベート
も全力投球!』

ハシバテクノス株式会社
松本市平田東

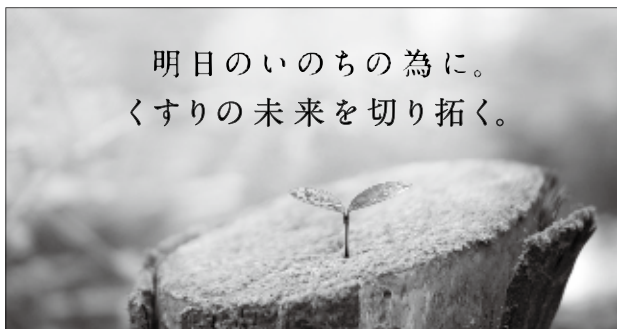
吉澤 力 さん

今回はハシバテクノス(株)の吉澤力さんにお話を聞いてきました。同社は1955年に橋場工務店として設立された総合建設業者です。吉澤さんは現在、入社8年目の30歳。営業をご担当されております。仕事上お客様と接する際に意識していることをお聞きしました。「仕事柄、訪問先の社長と社長室で打ち合わせすることがあります。その際、社長室には会社の歴史や社長が大切にしている物、好きな物などが飾られている事が多くあります。そのことに興味を持ってお話させて頂きお客様には気持ちよくコミュニケーションをとっていただく事を意識しています」とのこと。ちなみに地域柄、松本山雅関連のグッズを飾っている会社が多いそうです♪人との繋がりを大事にする気持ちが伝わってきました。

プライベートでは、サウナ・野球・釣りなどアクティブで多趣味な吉澤さん。関連会社の野球部にも所属しキャプテンとしてチームを引っ張る存在です。色々なことにチャレンジし、感性を磨くことで吉澤さんのファンが増えているのですね！私もすっかりファンになりました！

（菅野和光編集委員）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

青年部コーナー

『インボイス制度研修会』

6月例会報告

6月21日(火)、青年部6月例会を開催いたしました(担当第五委員会：石原卓幸委員長)。実施内容につきましては青年部6月例会も女性部例会と同じくインボイス制度に関する研修会となりました。

講師には青年部メンバーでもある、公認会計士の大貫心氏(税理士法人西川会計所所属)をお招きし、まずは制度の概要や導入スケジュールについて解説していただき、今までと何が変わるのか、どんなことが問題になる可能性があるのか、各企業求められる準備などを大変分かりやすくお話しいただきました。講師からのお話の後には、参加者から自社での準備状況報告や様々な質問などが出されました。企業に大きな影響を与える可能性がある新制度に関する内容であり大変有意義な研修会となりました。

女性部コーナー

『インボイス制度について』

6月例会報告

6月16日(木)に開催された女性部6月例会は、松本税務署法人課税第一部より北原上席調査官様を講師にお招きし、令和5年10月から制度が始まる消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に関する研修会を開催いたしました。

法人会では昨年より、各種研修会の際にも同制度の概要などについてお伝えしておりますが、今回の女性部例会ではより具体的に解説していただくとともに、制度導入に向け企業が準備すべき点などもお話しいただきました。



講師の北原上席調査官

第19回会員親睦ゴルフ大会開催

6月18日(土)松本浅間カントリークラブにおいて第19回会員親睦ゴルフ大会を開催しました。新型コロナウイルスの影響もあり、2年間開催を見合わせていましたが、久しぶりの大会には24組91名の方々にご参加頂くことが出来ました。

今大会は安全対策の一環として前半9ホールでのハーフコンペ方式を採用いたしました。競技については団体戦と個人戦を実施。団体戦ではJA松本ハイランドチーム(田中均氏、大久保貴男氏、吉江章二氏、中村吉孝氏)、レディス部門では橋倉美砂子氏、個人戦では金井俊和氏がそれぞれ優勝しました。主な順位

は下記のとおりです。

また、今回もチャリティ募金を行い、参加された皆様から47,500円の篤志が集まりました。お預かりしました募金は「ウクライナ人道支援」と「松本山雅フットボールクラブ」へのパートナーズポンサー支援という形で使わせていただきたいと思います。皆様のご支援ありがとうございます。

見事団体戦で優勝したJA松本ハイランドチームの皆さん



○主な成績(敬称略)

【団体戦】

優勝	JA松本ハイランド
準優勝	中島屋
3位	青年部

【レディス部門】 ※ハーフ成績

優勝	橋倉美砂子	ネット	37.0	グロス	43
準優勝	小寺 泰子	ネット	37.8	グロス	45
3位	野口 尚見	ネット	38.6	グロス	47

【個人部門】 ※ハーフ成績

優勝	金井 俊和	ネット	34.4	グロス	50
準優勝	菅野 和光	ネット	35.0	グロス	41
3位	赤羽 光仁	ネット	35.2	グロス	40



地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート**両立支援等助成金・・・出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)について**

社会保険労務士 上 嶋 宏



今回のレポートは、育児・介護休業法の改正に伴い、両立支援等助成金・・・出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の改正についてレポートいたします。

令和4年度から出生時両立支援コースは、第1種と第2種の2種類の助成金になりました。どちらの助成金も対象は、中小企業です。

1. 第1種助成金・・・男性従業員が、子どもが生まれてから8週間以内に開始する育児休業を取得した場合の助成が見直されました。

要件1：男性従業員が育児休業を取得しやすい雇用環境整備措置を原則、複数実施してください。

- ① 全ての従業員を対象にした育児休業に関する研修を実施すること。
- ② 育児休業に関する相談窓口を設置して、広く従業員に周知すること。
- ③ 従業員の育児休業取得事例を収集し、この事例を広く従業員に提供すること。
- ④ 自社の育児休業制度や育児休業取得促進に関する方針を従業員に周知すること。

要件2：次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を作成し労働局に届出し、公表してください。

要件3：育児休業取得者の業務を代替する社員の業務見直しに係る規定等を策定し、その規定にしたがって、業務を整理、複数の従業員で引き継ぐこと。また、外注や派遣の利用など各社の実情にあった業務体制の整備をしてください。

要件4：男性従業員が、5日間以上連続で育児休業を取得してください。最低5日間連続で育児休業を取得しますが、この5日間のう

ち所定労働日が4日以上含まれていなければなりません。つまり、会社所定休日や公休日が1日ならOKですが、2日だと要件を満たしません。ご注意ください。また、お子さんが生まれてから8週間以内に取得してください。

支給額：20万円が、1事業主1回限り支給となります。

※育児休業を取得した男性従業員の業務を代替する社員を新規雇用した場合、代替要員加算として20万円を加算して支給されます。また、代替要員が3人以上の場合は、加算額が45万円になります。代替要員は、派遣社員も含まれます。

2. 第2種助成金・・・第1種助成金を受けた後、男性従業員の育児休業取得率が向上した場合の助成金が新設されました。支給対象は、第1種助成金の支給を受けた事業主が対象となります。

第1種助成金支給対象となった男性従業員以外に育児休業取得する男性従業員が2名以上と、以下の要件を満たすと支給となります。

要件1：第1種助成金の支給を受けている事業主が対象です。

要件2：男性従業員の育児休業取得率が、第1種助成金の支給を受けてから3事業年度以内に30%以上上昇していることが必要です。

※男性従業員育児休業取得率＝ある年の男性従業員育児休業取得者数÷ある年の配偶者が出産した男性従業員数×100

支給額：育児休業取得率が30%以上上昇したのが、第1種助成金の支給を受けてから

- ① 1年以内：60万円（75万円）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

② 2年以内：40万円（65万円）

③ 3年以内：20万円（35万円）

※（）内は、生産性要件を満たした場合の支給額

参考例1

事業年度	2022年度	2023年度	2024年度
配偶者が出産した男性従業員の数	2人	1人	1人
育児休業を取得した男性従業員の数	1人	1人	1人
男性従業員の育児休業取得率	50%	100%	100%
備考	第1種支給	第2種要件未達	第2種支給40万円

上記表で2023年度は、育児休業取得率が前年より30%以上上昇していますが、第1種助成金支給対象となった男性従業員以外に育児休業取得する男性従業員が2名以上という要件が未達です。2024年度に1名育児休業を取得したことで要件達成支給対象となります。

参考例2

事業年度	2022年度	2023年度	2024年度
配偶者が出産した男性従業員の数	1人	1人	1人
育児休業を取得した男性従業員の数	1人	2人	1人
男性従業員の育児休業取得率	100%	200%	100%
備考	第1種支給	第2種支給60万円	

上記の表は、2022年度に子どもが生まれた男性従業員が8週間以内に5日間以上の育児休業を取得。その男性従業員が2023年度に2回目の育児休業を取得と別の男性従業員の配偶者が出産し、その男性従業員が育児休業を取得した場合を想定してみました。

子育て支援を積極的に実施していこうと検討されている中小企業に適した助成金です。男性従業員の配偶者が、子どもを授かったならこの助成金の申請をお勧めします。

以上が今回の労務レポートになります。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

消費税には申告・
納付期限^(※3)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

期限内納付が難しい場合は、
所轄の税務署(徴収担当)へ
ご相談ください。^(※4)

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

旧松本市内の部会の皆様へ会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、6月13日(月)《※八十二銀行ご利用の方は14日(火)》に、ご指定の口座から引落をさせていただきました。厚くお礼申しあげますとともに、領収書が必要な場合は事務局(35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※八十二銀行をご利用の皆様におかれましては、事務手続きの不備により振替日を翌14日に変更させていただきましたことお詫び申し上げます。

7月の予定

5日租税教室(宗賀小学校) 6日税制委員会グループ会議 7日女性部幹事会、租税教室(信大付属小学校) 8日正副会長会、7月役員会 12日研修委員会 15日租税教室(豊科北小学校) 19日租税教室(開智小学校) 20日組織委員会 22日青年部親睦ゴルフ大会 27日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会／6月決算法人対象)

7月27日(水) 午後2時より松本市駅前会館「大会議室」

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。

なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承ください。

訃 報



島 孝一 氏

当会顧問(第6代会長)の島 孝一氏が去る5月24日にご逝去されました。享年87歳。

同氏は副会長(平成9～18年度)、総務委員長(平成11～18年度)の要職を歴任された後、平成19年から3年間会長を務められました。

ここに当会発展のために賜りましたご厚情に深く感謝いたしますとともに、ご生前のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

県連第10回通常総会開催報告

6月14日、長野市で(一社)長野県法人会連合会の第10回通常総会が開催されました。総会では提出された報告事項、審議事項が無事に承認されるとともに、全法連ならびに県連の各種表彰が行われました。



令和4年度 全法連功労者表彰

総会に併せて本年度の全法連功労者表彰が伝達され、当会からは次の方が受賞されました。こちらは長年法人会活動にご尽力をいただいた方々に感謝の意をお伝えするものでございます。受賞された皆様、誠にありがとうございます。

常任理事・城西部会長

田中 鈴生 氏(松本信用金庫)

理事・厚生副委員長

高橋 治美 氏(有)高橋工務店)

理事・筑北部会長

関川 光寿 氏(㈱関川組))

専務理事・事務局長

野村 和之 氏((一社)松本法人会)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍻)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



「短歌の里広丘夏まつり」(塩尻市)



短歌の里広丘夏まつりが、8月14日に開催されることになりました。地元小学校の金管バンド、和太鼓大会などが開催され、夜店やゲームコーナーなどの催し物も多彩です。街を灯籠短歌が照らし、地域のみなさんに笑顔が溢れることでしょう。

(廣田伸一編集委員)

株式会社 明日華

こころの リハビリテーション

総務・人事ご担当者様へ

休職を繰り返さないために
職場復帰前の
「リワークプログラム」が
社員と会社を守ります。

〈利用対象者〉
3ヶ月以上休職される方

お気軽に
ご相談ください!

休職者と企業の不安を全面サポート

株式会社 明日華

メンタルヘルス・リワークプログラム・お悩み相談室



松本市浅間温泉3-1-18

TEL.(0263)50-4218

明日華

検索



川柳
コーナ―

エコ
バック

やや小
さめの

物価
高

安く
ても

財布に
聞いて

手が
伸びず

講演
聞き

早速部
屋を

片づけ
る

無筆

あとがき

松本法人会青年部では、次代を担う子どもたちに「税の役割や大切さ」を伝える『租税教育活動』をしています。その活動の中で、「税金の使い道」を考える「夢を叶えようゼイ!」という取り組みがあります。自分の夢の実現のために、税金でどんな応援・支援をして欲しいかを考えます。まず「夢を叶えようゼイシート」に自分の夢を描きます。「私の夢は、○○です!」。ここで感動するのは、多くの子どもたちが「夢」を持つていることです。私たち大人はどうでしょう。「あなたの夢は何ですか?」と聞かれたら何と答えますか?

さて、自分の子どもが「チューバーになりたい。」と言ったら、「頑張りたい!」に応援しますよ!と子どものやりたいことを応援しますか?それとも「そんなのやめなさい!」と自分の価値観で反対しますか?子どもたちの夢を応援することはとても大切だと思います。例えば、その夢が実現しなくても、応援されて頑張ったことは、親との信頼関係を築き、子どもの成長に繋がると思います。大人も同じです。家庭や職場で新しいことを始めようという時に、みんなで応援し合えたら良いですね。私の夢は、子どもの笑顔を創り続けることです。

(廣田)
(本号編集委員…
廣田伸一
菅野和光)



個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社